

# 仕様書

- 1 件名  
令和8年度健康診断業務
- 2 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年2月28日まで
- 3 健康診断の種類
  - (1) 一般定期健康診断（人事院規則10-4第20条第2項第1号）
  - (2) 臨時の健康診断（人事院規則10-4第21条）
- 4 検査項目、予定数量及び実施場所
  - (1) 一般定期健康診断
    - ア 検査項目及び予定数量は、別表1のとおり。
    - イ 巡回健診を基本とし、実施場所は別表2のとおり。
    - ウ 実施日時は、契約締結日から令和8年11月30日までの日（ただし、行政機関の休日に関する法律第1条に定める行政機関の休日を除く。）午前8時から正午までとし、別途協議の上決定する。
    - エ 胸部及び胃エックス線検査は、受注者が提供する検診車で行う。その他の検査は、発注者が用意する会議室において行う。
    - オ 検査機器その他健康診断の実施に必要な物品（検査容器等を含む。）等については、受注者において用意すること。ただし、会議室で実施する健康診断に必要な机及び椅子は、発注者が貸与する。
    - カ 受付責任者及び案内係を配置し、受診者の誘導その他に配慮し、滞りなく実施すること。
    - キ 排出された廃棄物（検尿カップ・脱脂綿等）は受注者が回収し、法令を遵守し適正に廃棄すること。
    - ク 実施日に受診できなかった者については、別表2で定める実施場所に勤務する職員が、各地域で実施できる場所を提供する。実施日時は、別途協議の上決定する。
  - (2) 臨時の健康診断
    - ア 検査項目及び予定数量は別表1のとおり。
    - イ 施設健診又は会場健診とし、受注者が提供する施設又は会場において受診する。
    - ウ 別表2で定める実施場所に勤務する職員が、各地域で実施できる場所を提供する。
    - エ 実施日時は、別途協議の上決定する。
- 5 健康診断受診票
  - (1) 書式については、別途協議の上決定する。
  - (2) 一般定期健康診断の健康診断受診票は、検査容器と併せて健康診断実施場所ごと（受診者ごと封筒に入れること。）に分け、一般定期健康診断実施日の2週間前までに別表2に掲げる各連絡窓口宛送付すること。

(3) 臨時の健康診断の健康診断受診票は、検査日の1週間前までに別表2で定める各連絡窓口宛送付すること。

## 6 健康診断結果報告（一般定期健康診断）

### (1) 健康診断結果表

ア 書式については、別途協議の上決定する。

イ 3部作成し、北海道農政事務所総務課宛提出すること。うち2部は健康診断実施場所ごとに分け、残り1部は受診者ごとに所属及び氏名を明記した封筒に入れて提出すること。

### (2) 健康診断結果一覧表

ア 書式については、別途協議の上決定する。

イ 健康診断結果表に記載した内容を一覧としたものとする。

ウ 1部作成し、北海道農政事務所総務課宛提出すること。

### (3) 受診者ごとの検査項目別受診不受診一覧表

ア 書式については、別途協議の上決定する。

イ 1部作成し、北海道農政事務所総務課宛提出すること。

### (4) 「脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導」を実施するための一覧表

ア 書式については、任意とする。

イ 以下（ア）～（エ）について、いずれにも異常の所見が認められた者について、該当者の所属、氏名、（ア）～（エ）の検査値及び検査値に対する医師の所見を記載すること。

（ア）腹囲の検査（肥満度（BMI）の測定）

（イ）血圧測定

（ウ）血糖検査

（エ）血中脂質検査

ウ 1部作成し、北海道農政事務所総務課宛提出すること。

### (5) 「特定健康診査における詳細な健診」のうち「眼底検査」の基準該当者を判定するための一覧表

ア 書式については、任意とする。

イ 対象者は、特定健康診査対象者とする。

ウ 以下の基準該当者の所属、氏名、血圧及び血糖の検査値、医師の所見を記載すること。ただし、該当者のうち、「血糖、血中脂質、血圧」の薬剤を服用（治療中）の者は対象外とする。

眼底検査該当者

血圧が以下のa、bのうちいずれかの基準又は血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者

血圧	a	収縮期血圧	140mmHg以上
	b	拡張期血圧	90mmHg以上
血糖	a	空腹時血糖	126mg/dl以上
	b	HbA1c（NGSP値）	6.5%以上
	c	随時血糖	126mg/dl以上

エ HbA1c（ヘモグロビンA1c）の検査結果について、NGSP値により表記すること。

オ 1部作成し、北海道農政事務所総務課宛提出すること。

## (6) XMLデータ

ア データ内容については、厚生労働省が定める標準的なファイル仕様に即したXML形式で記録したCD-R等を作成する。

イ 対象者は、特定健康診査対象者とする。

ウ 1部作成し、北海道農政事務所総務課宛提出すること。

## 7 健康診断結果報告（臨時の健康診断）

(1) 健康診断結果表の書式については、別途協議の上決定する。

(2) 3部作成し、北海道農政事務所総務課宛提出すること。うち1部は受診者ごとに所属及び氏名を明記した封筒に入れて提出すること。

## 8 その他

(1) 「健康診断受診票年齢」及び「検査項目別受診対象年齢」について

健康診断受診票年齢、検査項目別受診対象年齢及び特定健康診査対象年齢は令和9年3月31日現在とする。

(2) 当該業務完了後に、業務完了届を発注者へ提出すること。

(3) 事故の防止と補償について、関係法令を遵守し、事故及び災害の防止に努めること。

なお、検診車の搬出入等により、次の事故が生じたときは、直ちに発注者に報告し、受注者において賠償、修繕及び弁償を行うこと。

ア 北海道農政事務所職員及び来訪者等第三者との人身事故

イ 北海道農政事務所及び敷地内の外構、通路、植栽、建物及び付属する設備に対する事故

ウ その他、受注者の管理責任に基づく事故

(4) 本仕様書に定めのない事項については、北海道農政事務所担当者と協議の上決定する。

## 9 環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
--------	----------	-------





カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他（ ）</li> </ul>	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

## 令和8年度健康診断 検査項目・予定数量一覧

区分	検査項目	内容	令和8年度 受診予定者数		
一般定期健康診断	①	医師による診察	問診、視診、聴打診、 業務歴、既往歴、自覚症状及び他覚症状の有無	350人	
	②	身長、体重、腹囲、肥満度(BMI)の測定		350人	
	③	胸部エックス線検査	間接撮影、撮影枚数1枚 (ただし、間接撮影がない場合は直接撮影も可)	350人	
	④	血圧測定		350人	
	⑤	尿検査	尿中一般物質定性半定量検査 (蛋白、糖、ウルビリノーゲン、潜血)	350人	
	⑥	視力検査	遠方視力(5m)	350人	
	⑦	聴力検査	オーディオメーター (1000Hz、4000Hz)	350人	
	⑧	心電図検査	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む 12誘導	280人	
	⑨	血中脂質検査	HDLコレステロール、 LDLコレステロール、 中性脂肪(TG)	280人	
	⑩	肝機能検査	GOT、 GPT、 γ-GTP	280人	
	⑪	血糖検査	グルコース、 HbA1c	280人	
	⑫	貧血検査	赤血球、白血球、血色素、 ヘマトクリット	280人	
	⑬	尿酸		280人	
	⑭	腎機能	クレアチニン(Cr)	280人	
	⑮	50歳以上の希望者(30歳以下)	胃部X線検査	バリウム、間接撮影、撮影枚数8枚 (ただし、間接撮影がない場合は直接撮影も可)	105人
	⑯	40歳以上の希望者(30歳以下)	喀痰細胞診		20人
	⑰	50歳以上の希望者(30歳以下)	大腸がん検査	便潜血反応検査 2日法	245人
	⑱	希望者(除S)	ウイルス性肝炎検査	IgM-HBc抗体価(B型肝炎検査) HCV抗体価(C型肝炎検査)	20人
	⑲	希望者	腫瘍マーカー	癌胎児性抗原(CEA)	205人
	⑳	50歳以上の希望者	腫瘍マーカー	前立腺特異抗原(PSA)	145人
	㉑	特定健診対象者	XMLデータ	健診結果データを厚生労働省が定める標準的なファイル仕様に即したXML形式で記録したCD-R等で作成し提出	245人
臨時の健康診断	㉒	血圧測定		3人	
	㉓	肝機能検査	GOT、GPT	3人	
	㉔	血中脂質検査	LDLコレステロール、中性脂肪(TG)	3人	
	㉕	血糖検査	グルコース、HbA1c	3人	
	㉖	貧血検査	赤血球、白血球、血色素、ヘマトクリット	3人	
	㉗	医師による診察	既往歴、自覚症状	3人	

令和8年度受診予定者数は、予定であり受診を保証するものではない。

## 別表 2

## 令和 8 年度健康診断業務 一般定期健康診断実施場所一覧

実施場所	所在地住所	受診 予定者数	連絡窓口
北海道農政事務所	〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 19 丁目 8 札幌第 4 地方合同庁舎	235人	総務課課長補佐(厚生) 総務課管理官(厚生) TEL 不明
函館地域拠点	〒040-0032 函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎	20人	主任農政推進官 TEL 0138-26-7800
旭川地域拠点	〒078-8506 旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号 旭川地方合同庁舎	30人	主任農政推進官 TEL 0166-30-9300
釧路地域拠点	〒085-0017 釧路市幸町10丁目 3 番地 釧路地方合同庁舎	15人	主任農政推進官 TEL 0154-23-4401
帯広地域拠点	〒080-0016 帯広市西 6 条南 7 丁目 3 帯広地方合同庁舎	30人	主任農政推進官 TEL 0155-24-2401
北見地域拠点	〒090-0018 北見市青葉町 6 番 8 号 北見地方合同庁舎	20人	主任農政推進官 TEL 0157-23-4171
受診者合計		350人	

※北海道農政事務所本所及び白石庁舎は令和 8 年 5 月に現所在地から移転する。

1. 所在地住所は、移転後の住所を記載している。
2. 郵便番号は、札幌市中央区北二条西（1 丁目～19 丁目）のものを記載している。
3. 電話番号は、不明であるため、判明次第連絡する。